

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 4 号

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表浜田市看護学校等学生修学資金の項を次のように改める。

<p>浜田市 看護学 生等修 学資金</p>	<p>市内における保健 師、助産師、看護師 又は准看護師（以 下この項において 「看護職員」とい う。）の確保を図る ため、看護職員を 養成する学校、大 学又は養成所（以 下この項において 「養成施設」とい う。）に在学する学 生のうち、将来市 内の医療機関、福 祉施設又は介護施 設（以下この項に おいて「医療機関 等」という。）にお いて看護に携わる 職（以下この項に おいて「看護職」と いう。）に従事しよ うとするものに対 して、養成施設の 正規の修業期間を 超えない期間貸し 付けた資金</p>	<p>1 修学資金の貸付けを受けた者 （以下この項及び次項において 「被貸与者」という。）が、養成施 設を卒業した日から 1 年（疾病、 負傷その他のやむを得ない事由 （以下この項において「疾病等の 事由」という。）があるため看護 職員の免許（以下この項において 「免許」という。）を取得するこ とができないと認められる場合 は、当該疾病等の事由がなくなっ た日から 1 年）以内に免許を取得 し、直ちに（養成施設を卒業した 後他の看護職に従事する者を養 成する養成施設（以下この項にお いて「他種の養成施設」という。） に進学した場合又は疾病等の事 由があると認められる場合は、当 該他種の養成施設を卒業した後 又は当該疾病等の事由がなくな った後直ちに）市内の医療機関等 において看護職に従事した期 間（疾病等の事由があるため看護 職に従事することができないと 認められる期間がある場合の当 該期間を含む。）が、修学資金の 貸付けを受けた期間の 1.5 倍に</p>	<p>債 務 の 全 部</p>
------------------------------------	--	---	--------------------------

		相当する期間以上となったとき。	
		2 被貸与者が、死亡したとき、又は心身に重度の障がいをもつこととなったことにより修学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに貸し付けた浜田市看護学校等学生修学資金のうち、その返還が完了していないもの又は免除されていないものについては、同条例による改正前の浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例第 2 条の表浜田市看護学校等学生修学資金の項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。